

学校法人盛岡大学 一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、すべての職員がその能力を十分に発揮することができるように働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和10年 3 月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休業等取得率及び育児を目的とした休暇制度（特別有給休暇）利用率を合わせて50%以上とし、かつ、育児休業を取得した職員を1人以上とする。

<対策>

- 令和8年 4月1日～ 制度に関する資料の作成を行う。
- 令和8年10月1日～ 職員への制度周知を行い利用促進をはかる。
- 令和9年 4月1日～ 男性職員が安心して育児休業を取得し、職場復帰できる環境に向けたハラスメント防止研修を少なくとも1回実施する。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10%削減する。

<対策>

- 令和8年 4月1日～ 現状把握と課題の抽出を行う。
- 令和8年10月1日～ 課題を解決するための対応策を検討する。
- 令和9年 4月1日～ 対応策に基づいて具体的な取り組みの実施を図る。